



第126回 孤独死について

▼孤独死とはなにか

孤独死は、孤立死、無縁死、独居死などとも呼ばれます。孤独死に合意された1つの定義はないが、孤立死は、1人暮らしの人が、社会からも地域からも孤立した状態で死亡すること、孤独死は、家族がいても、誰にも看取られずに亡くなることを指すという見解もあります。孤立は物理的に社会との関係が少ない独りぼっちのニュアンスがあり、孤独は、家族や周りの人との交流があったとしても本人が感じる孤独感を示しているニュアンスがあります。厚生労働省は孤立死を使っていますが、2024年4月に施行された孤独・孤立対策推進法という法律では、孤独と孤立を同列に扱っています。この法律では、日常生活若しくは社会生活において孤独を覚えることにより、又は社会から孤立していることにより心身に有害な影響を受けている状態にある者に対する対策をするとしています。孤独死は、発見まで長時間を要することも多く、厚生労働省は「人の尊厳を傷つけるような悲惨な死、社会から孤立した結果、死後長期間放置されるような死」と認識しており、その発生を防止しようとしています。

▼孤独・孤立が問題になってきた背景

孤独死・孤立死が問題視されるようになったきっかけに阪神・淡路大震災があります。仮設住宅等で誰にも看取られずに亡くなっている人が見つかり、盛んに報道されたからです。2008年には広辞苑に初めて孤独死という新語が追加されたそうです。孤独死・孤立死が社会問題化してきたのは、社会構造の変化に伴い、その発生可能性が高まっているからです。雇用の在り方や企業の福利厚生が変わることによる会社とのつながりの希薄化、地域の互助組織の衰退等による地域とのつながりの希薄化、少子高齢化、単身世帯の増加、家族の生活の多様化等にもなる家族とのつながりの希薄化などが関係しています。これらが新型コロナウイルス感染症のパンデミック期にさらに加速されました。対面での交流が減り、生活困窮等の不安や悩みが増え、自殺者数やDV（家庭内暴力）相談件数、児童虐待相談件数、不登校児童生徒数が増えたと報道されました。今後、単身世帯や単身高齢者世帯割合が増加すると推定されているので、今後ますます対策が重要になってきます。

▼まだはっきりしない実態

対策の推進のためには実態を明らかにする必要がありますが、その定義が確定していないこともあり、実態はいまだにはっきりしないのが実情です。

2024年の春の警察庁発の報道では、2024年の1月から3月に一人暮らしの自宅で亡くなった高

齢者が約1万7千人だったとされました。1年換算では、7万人弱の数字になります。自宅で亡くなった人の数は2万1716人だったそうですので、2023年のわが国の死因別の死亡数と比べれば、第5位の死因となるくらい多いのです。自宅で亡くなった人の78%が65歳以上だったことになりませんが、22%の若くして自宅で亡くなった人も気になります。東京の監察医務院の統計では、年々孤独死が増えているとの報告もあります。

最近は同居孤独死(同居者がいるが孤独死として発見された例)が増加しているとの報告もあります。親が亡くなっても、ひきこもりの子が死体を放置していた例なども報道されることもあり、今後このような事例もますます増えていく恐れがあります。いずれにしても、無視できないほどの数の孤独死・孤立死があり、増加傾向にあると推察されるので、その対策は重要となります。

▼孤独・孤立の状況と対応

令和5年に内閣府が実施した「孤独・孤立の実態把握に関する全国調査」によると、孤独感がしばしばある人が4.8%、時々あるが14.8%と合わせて20%弱存在しました。女より男で頻度が高く、20歳代、30歳代、40歳代の順に頻度が高かったです。未婚の人、配偶者と離別した人、同居者がいない人で頻度が高く、学生や収入が低い人でも高い傾向にありました。頼れる人や相談相手がいらない人、健康状態が良くない人、経済的な暮らし向きが大変苦しいと感じている人での頻度はとても高かったです。これらを踏まえた対策として、支援を求める声を上げやすい社会づくり、状況に合わせた相談支援体制、見守り・交流の場・居場所づくりを通じた人と人の交流促進、NPO活動を支援し、官・民・NPO等の連携強化が考えられています。内閣府の資料にはその取り組み例として、鳥取市の活動が紹介されています。広域連携孤独・孤立対策官民連携プラットフォームの形成により、情報や資源を共有するための連携会議での事例検討、つながりサポーター養成、市民参加型つながりミーティング等を行うと紹介されています。今後、この取り組みの成果を注視していきたいものです。



鳥取大学医学部
環境予防医学分野
教授

尾崎 米厚
(おさき よねあつ)